

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年8月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第2号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 一日乗車旅客運賃（第31条の2）」を

「第10節 一日乗車旅客運賃（第31条の2）

第11節 貸切旅客運賃（第31条の3）」に、

「第10節 一日乗車券の発売（第59条の2）」を

「第10節 一日乗車券の発売（第59条の2）

第11節 貸切乗車券の発売（第59条の3―第59条の7）」に、

「第4節 紛失（第99条―第102条の2）」を

「第4節 紛失（第99条―第102条の3）」に改める。

第4条第2項中「定期旅客運賃及び団体旅客運賃」を「定期旅客運賃，団体旅客運賃及び貸切旅客運賃」に改める。

第21条に次の1号を加える。

(10) 貸切旅客運賃

第2章第10節の次に次の1節を加える。

第11節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第31条の3 貸切旅客運賃は，責任ある代表者が引率する団体が，東西線車両を貸し切り，同一の駅間において乗車する場合に適用する。

2 貸切旅客運賃の額は，乗車区間の大人普通旅客運賃に前項に規定する団体が貸し切る東西線車両の車両定員を乗じて得た額とする。ただし，乗車人員がその定員を超過する場合は，乗車人員に乗車区間の大人普通旅客運賃を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において，その乗車区間が3区に満たない場合は，3区の大人普通旅客運賃を適用する。

第32条に次の1号を加える。

(10) 貸切乗車券

第34条中「団体券及び一日乗車券」を「団体券、一日乗車券及び貸切乗車券」に改める。

第35条に次の1号を加える。

(3) 貸切乗車券は、貸切旅客の乗車日の21日前から発売する。

第36条第2項中「定期券等」の右に「及び貸切乗車券」を加える。

第3章第10節の次に次の1節を加える。

第11節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車の申込み)

第59条の3 貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ貸切乗車申込書を提出しなければならない。

2 貸切乗車申込書の様式は、第4号様式の2のとおりとする。

(貸切乗車の引受け)

第59条の4 前条の規定により貸切乗車の申込みを受けた場合で、管理者が事業上支障がないと認めたときは、当該貸切乗車を引き受けるものとする。

(貸切乗車券の発売)

第59条の5 前条の規定により、貸切乗車を引き受ける場合は、貸切乗車券を貸切旅客の代表者に対して発売する。

(貸切乗車内容の変更)

第59条の6 貸切旅客の運送を引き受けた後における旅客の都合による申込人員数その他取扱条件の変更については、管理者が事業上支障がないと認めたときに限り、これを行う。

2 前項の取扱いを行う場合において、貸切乗車券の書換えをするときは、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を収受する。

(貸切乗車の取消し)

第59条の7 貸切乗車券の発売後に管理者が事業上支障があると認めたときは、貸切乗車の取消しを行うことがある。この場合において、取り消した旨を記載した文書をもって、貸切旅客の代表者に通知する。

2 前項の取扱いを行う場合において、貸切乗車券の払戻しを行うときは、手数料は収受しないものとする。

第60条第1項中「団体券」の右に「及び貸切乗車券」を加え、同条第2項中「団体券」の右に「及び貸切乗車券」を加える。

第62条第2項ただし書中「定期券等又は団体券については、旅客が当該定期券等又は団体券」を「定期券等、団体券又は貸切乗車券については、旅客が当該定期券等、団体券又は貸切乗車券」に改める。

第65条第1項に次の1号を加える。

(10) 貸切乗車券 管理者が定める。

第76条中「一日乗車券」の右に「及び貸切乗車券」を加える。

第77条第2号中「定期券等及び団体券」を「定期券等、団体券及び貸切乗車券」に改める。

第79条第1項に次の1号を加える。

(10) 貸切乗車券 第12号様式

第86条の次に次の1条を加える。

(貸切乗車券の改札及び引渡し)

第86条の2 貸切乗車券を使用する貸切旅客の代表者は、乗車開始の際に、当該貸切乗車券を係員に提示して改札を受けなければならない。

2 前項の代表者は、貸切旅客が券面に表示された発着駅間の乗車を終了した際に、当該貸切乗車券を係員に引き渡さなければならない。

第96条に次の1項を加える。

4 貸切旅客の代表者が所持する貸切乗車券の券面に表示された人員を超えて乗車した場合は、その超えた人員に限り、無札旅客として、第1項の規定による大人普通旅客運賃及び割増運賃をその貸切旅客の代表者から徴収する。

第99条第4項中「第12号様式」を「第13号様式」に改める。

第102条第1項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第102条の2の次に次の1条を加える。

(貸切乗車券を紛失した場合の再交付)

第102条の3 貸切旅客の代表者は、その所持する貸切乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができるときは、第99条の規定にかかわらず、別に貸切旅客運賃を支払わないで、貸切乗車券の再交付を請求することができる。ただし、貸切乗車券の再交付の請求をした貸切旅客の代表者が、当該紛失した貸切乗車券につい

て既に貸切旅客運賃の払戻しを受けている場合は、この限りでない。

2 前項の規定により貸切乗車券の再交付を請求しようとする貸切旅客の代表者は、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

第106条の2の次に次の1条を加える。

(乗車開始前の貸切旅客運賃の払戻し)

第106条の3 貸切旅客の代表者は、その所持する貸切乗車券が不要となった場合は、券面に表示された乗車日の前日までに当該貸切乗車券をその発売場所に提出したときに限り、既に支払った貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により貸切旅客運賃の払戻しの請求をしようとする貸切旅客の代表者は、手数料として貸切乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

第113条第1項中「定期券等又は一日乗車券」を「定期券等、一日乗車券又は貸切乗車券」に改め、同条第2項中「回数券等及び一日乗車券」を「回数券等、一日乗車券及び貸切乗車券」に改める。

第118条第2項中「第13号様式」を「第14号様式」に改める。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第59条の3関係）

貸切乗車申込書			
(あて先) 京都市公営企業管理者交通局長		年 月 日	
申込者の住所（法人にあつては、主たる住所の所在地）		申込者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
		電話 ー	
<p>京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第59条の3の規定により地下鉄東西線の貸切乗車を申し込みます。</p> <p>貸切乗車に当たっては、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程を遵守します。</p>			
団体名			
代表者住所			
代表者氏名			
代表者連絡先			
乗車日	年 月 日 ()	時	分
乗車区間	駅 → 駅		
乗車人員数	人		
利用目的			
<p>※ 以下、交通局記載欄</p>			
運賃	円	受付日	年 月 日
記事		取扱者印	

備考1 縦29.7センチメートル・横21センチメートルとする。

2 裏面は、無地とする。

第13号様式を第14号様式とし、第12号様式を第13号様式とし、第11号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式（第79条関係）

貸切乗車券		No.〇〇〇 京都市交通局
団体名		改札印
所在地		
代表者		
発車日時	年 月 日 時 分 発 年 月 日 時 分 着	
乗車区間及び区数	→ (区)	
乗車人員数	名	
貸切車両定員	先頭車 (名 × 両) 中間車 (名 × 両) 合計 (名)	
運賃算出に係る 大人普通運賃…①	円	
運賃算出人数…②	名	
運賃額…①×②	円	
※ 途中下車前途無効		
年 月 日		
京都市公営企業管理者交通局長		

備考1 縦21センチメートル・横14.9センチメートルとする。

2 裏面は、無地とする。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)